（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第五条　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総合政策課」を「総務課」に改める。

（調達価格等算定委員会令の一部改正）

第六条　調達価格等算定委員会令（平成二十三年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新エネルギー対策課」を「新エネルギー課」に改める。

（経済産業省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第七条　経済産業省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「産業技術政策課」を「総務課」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十号

警察法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第二号及び第三号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十条第一項及び第三十五条の四第二項、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ヌ及びルの規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）

第一条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ソ中「強姦」を「強制性交等」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「、第百十九条」を「若しくは同法第百十九条」に、「幇助する」を「幇助する」に、「第二百四十一条後段」を「第二百四十一条第三項」に改め、「（同法第二百四十条」の下に「又は同項」を加え、同項第五号中「第二百四十条前段の罪」を「第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限る。）」に改め、同条第二項第一号中「第百七十八条の二（同法第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条」を「第百八十条」に、「、第百七十七条又は第百七十八条の二」を「又は第百七十七条」に、「第三十三章」を「第二編第三十三章」に、「、第二百四十一条前段」を「、第二百四十一条第一項」に、「、第二百三十八条又は第二百四十一条前段」を「又は第二百三十八条」に改め、同項第六号中「第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪」を「第二百四十一条第一項の罪」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「第百七十九条まで、第百八十一条」を「第百八十一条まで」に改める。

第二十八条第二号中「第百七十九条まで、第百八十一条、第百八十二条」を「第百八十二条まで」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「である女子を姦淫する行為」を「に対する性交等」に、「又は児童である女子を姦淫する行為」を「又は性交等」に、「同法第百七十八条の二に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第百七十九条」を「同法第百七十九条に規定する罪、同法第百八十条」に、「姦淫させる」を「姦淫させる」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二百四十一条後段」を「第二百四十一条第三項」に改め、「（同法第二百四十条」の下に「又は同項」を加え、同条第五号中「第二百四十条前段の罪」を「第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限る。）」に改める。

第五条第一号中「第百七十八条の二（同法第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条」を「第百八十条」に、「、第百七十七条又は第百七十八条の二」を「又は第百七十七条」に、「、第二百四十一条前段」を「、第二百四十一条第一項」に、「、第二百三十八条又は第二百四十一条前段」を「又は第二百三十八条」に改め、同条第六号中「第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪」を「第二百四十一条第一項の罪」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下この条において「新令」という。）第十二条第一項の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百八十一条第三項又は第二百四十一条後段（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第十二条第一項第一号に掲げる罪とみなす。

2　新令第十二条第二項の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二（旧刑法第百七十七条に係る部分に限る。）、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）、第二百四十一条前段又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条前段に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第十二条第二項第一号に掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第十二条第二項第六号に掲げる罪とみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪に当たる違法な行為は、新令第十七条第一号に掲げる行為とみなす。

2　新令第二十八条の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪に当たる違法な行為は、新令第二十八条第二号に掲げる行為とみなす。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）、第二百四十一条前段又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条前段に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第一条第二項第一号に掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第一条第二項第六号に掲げる罪とみなす。